

## 添加物専門調査会の評価結果の文言について

これまで添加物専門調査会では、評価結果については下図の考え方にもとづいて分類・整理し、それぞれの文言を使用してきた。

このうち、添加物として適切に使用する限りにおいては、安全性に懸念がないと考えられる場合の表現については、海外における文言（not specified）との整合性を考えて、これまでの「ADIを設定する必要はない。」を「ADIを特定する必要はない。」に変更することとする。

については、今回のヒドロキシプロピルメチルセルロースの評価以降、          の場合には、「ADIを特定する必要はない。」を使用することとする。

なお、これまでの評価結果で「ADIを設定する必要はない。」とされていた次に掲げる品目については、「ADIを特定する必要はない。」と同等の意味をなすものである。

（食品安全委員会設立以降、添加物専門調査会において            と評価された品目）

亜酸化窒素、ステアリン酸カルシウム、ヒドロキシプロピルセルロース、アルギン酸及びその塩類

（図）

